

春日井市介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行）第9条及び別表に規定する第1号事業のうち、市が指定する指定事業者が実施するサービスの費用の額の算定について、必要な事項を定めるものとする。

(単位数及び算定要件)

第2条 各サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

(1) 第1号訪問事業の介護予防訪問介護相当サービス費

ア 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 1,176単位（1月当たり）

イ 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ） 2,349単位（1月当たり）

ウ 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ） 3,727単位（1月当たり）

注1 利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービス指定事業所（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成30年4月1日施行。以下「訪問相当基準」という。）第5条第1項に規定する指定事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問介護相当サービス（訪問相当基準第2条に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

a 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援によ

り居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援保険者等をいう。)ごとに作成される計画をいう。以下同じ。)

において1週に1回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対し介護予防訪問介護相当サービスを行った場合

b 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対し介護予防訪問介護相当サービスを行った場合

c 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画等においてbに掲げる回数を超える介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に掲げる区分である者又はその区分と相当であると認められる者に限る。)に対し介護予防訪問介護相当サービスを行った場合

注2 省令第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 介護予防訪問介護相当サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス指定事業所と同一建物に居住する利用者又は介護予防訪問介護相当サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護(法第8条の2第9項に規定するものをいう。以下同じ。)又は介護予防小規模多機能型居宅介護(法第8条の2第14項に規定するものをいう。以下同じ。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(法第8条の2第15項に規定するものをいう。以下同じ。)を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費

は、算定しない。

注5 利用者が一の介護予防訪問介護相当サービス指定事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防訪問介護相当サービス指定事業所以外の介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

エ 初回加算 200単位

注 介護予防訪問介護相当サービス指定事業所において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画（訪問相当基準第40条に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（訪問相当基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該介護予防訪問介護相当サービス指定事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算

(ア) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(イ) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (ア) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省告示第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規

定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。) 又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「医師等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に所定単位数を加算する。

注2 (イ) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合であつて、当該医師等と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(ア) を算定している場合は、算定しない。

カ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準を定める告示」という。）第130号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

a 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

b 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

c 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

キ 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準を定める告示第131号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

a 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

b 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準を定める告示第131号の2に適合している介護職員等の賃金の改

善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、アからオまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(2) 第1号訪問事業の緩和した基準によるサービス費（訪問型サービスA）

ア 緩和した基準によるサービス費 247単位（1回当たり）

注 利用者に対して、訪問型緩和基準サービス指定事業所（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスに係る緩和した基準によるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成30年4月1日施行。以下「訪問緩和基準」という。）第5条第1項に規定する指定事業所をいう。以下同じ。）の生活援助員（同項に規定する従業者をいう。）が、指定訪問型緩和基準サービス（訪問緩和基準第2条に規定する指定訪問型緩和基準サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

a 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定訪問型緩和基準サービスが必要とされた者に対し指定訪問型緩和基準サービスを行った場合（1月に1,050単位を上限とする）

b 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定訪問型緩和基準サービスが必要とされた者に対し指定訪問型緩和基準サービスを行った場合（1月に2,100単位を上限とする）

イ 介護職員処遇改善加算

注 基準を定める告示第130号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型緩和基準サービス指定事業所が、利用者に対し、訪問型緩和基準サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- a 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- b 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- c 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準を定める告示第131号の2に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型緩和基準サービス指定事業所が、利用者に対し、訪問型緩和基準サービスを行った場合は、アにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(3) 第1号訪問事業の短期集中型サービス費（訪問型サービスC）

ア 短期集中型サービス費

- (ア) 短期集中型サービス費（Ⅰ） 500単位（1回当たり）
- (イ) 短期集中型サービス費（Ⅱ） 750単位（1回当たり）

注 利用者に対して、訪問型短期集中サービス指定事業所（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスに係る短期集中型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成28年4月1日施行）第5条第1項に規定する指定事業所をいう。）の理学療法士等（同項に規定する従業者をいう。）が、指定訪問型短期集中基準サービス（訪問型短期集中基準第2条に規定する指定訪問型短期集中サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次のとおり所定単位数を算定する。

- a (ア) について、介護予防サービス計画等において、1回当たり30分以上45分未満で週6回を限度とし、指定訪問型短期集中基準サービスが必要とされたものに対し、指定訪問短期集中型基準サービスを行

った場合、サービス開始月から起算して6月までの期間算定する。

- b (イ) について、介護予防サービス計画等において、1回あたり45分以上で週6回を限度とし、指定訪問型短期集中基準サービスが必要とされたものに対し、指定訪問型短期集中基準サービスを行った場合、サービス開始月から起算して6月までの期間算定する。

(4) 第1号通所事業の介護予防通所介護相当サービス費

ア 介護予防通所介護相当サービス費

(ア) 介護予防通所介護相当サービス費 (I) 1,672単位 (1月当たり)

(イ) 介護予防通所介護相当サービス費 (II) 3,428単位 (1月当たり)

注1 介護保険施行規則等の一部を改正する省令 (平成27年厚生労働省令第4号) 第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省第35号。以下「旧指定介護予防サービス基準」第97条に適合しているものとして市に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所 (春日井市介護予防・生活支援サービス事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成30年4月1日施行。以下「通所相当基準」という。) 第5条第1項に規定する指定事業所をいう。以下同じ。) において、介護予防通所介護相当サービス (通所相当基準第2条に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。) を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- a 介護予防通所介護相当サービス費 (I) 介護予防サービス計画等において、その要支援状態区分が認定省令第2条第1項第1号に掲げる区分である者又はその区分と相当であると認められる者に対し、介

介護予防通所介護相当サービスを行った場合

- b 介護予防通所介護相当サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において、その要支援状態区分が認定省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者又はその区分と相当であると認められる者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注3 利用者が一の介護予防通所介護相当サービス指定事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護相当サービス指定事業所以外の介護予防通所介護相当サービス指定事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注4 介護予防通所介護相当サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護相当サービス指定事業所と同一建物から当該介護予防通所介護相当サービス指定事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

a (ア) を算定する場合 376単位

b (イ) を算定する場合 752単位

イ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動

(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- a 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所介護相当サービス指定事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画（通所相当基準第40条第2号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
- b 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- c 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ウ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びカにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- a 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

- b 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- c 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- d 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- e 基準を定める告示第107号に規定する基準に適合している介護予防通所介護相当サービス指定事業所であること。

エ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所相当サービス指定事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- a 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- b 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（オの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- c 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- d 基準を定める告示第108号に適合している介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

カ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びカにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- a 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- b 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- c 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- d 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

- e 基準を定める告示第108号に適合している介護予防通所介護相当サービス指定事業所であること。

キ 口腔機能向上加算

注 基準を定める告示第132号に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（キにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

a 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

b 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

ク 選択的サービス複数実施加算

注 基準を定める告示第133号に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

a 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

b 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

ケ 事業所評価加算 120単位

注 基準を定める告示第134号に適合しているものとして市長に届け出た

介護予防通所介護相当サービス指定事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（ウ若しくはオの注に掲げる基準又はカの注に掲げる基準を定める告示第132号に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

コ サービス提供体制強化加算

注 基準を定める告示第135号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所が利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

a サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

(a) 要支援1相当の事業対象者、要支援1 88単位

(b) 要支援2相当の事業対象者、要支援2 176単位

b サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

(a) 要支援1相当の事業対象者、要支援1 72単位

(b) 要支援2相当の事業対象者、要支援2 144単位

c サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

(a) 要支援1相当の事業対象者、要支援1 24単位

(b) 要支援2相当の事業対象者、要支援2 48単位

サ 生活機能向上連携加算

注 基準を定める告示第15号の2に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、

a については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、b については 1 月につき、所定単位数に加算する。ただし、a、b いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、a は算定せず、b は 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

a 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位

b 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位

シ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準を定める告示第 107 号の 2 に規定する基準に適合する指定事業者の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

a 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20 単位

b 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5 単位

ス 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

a 利用者ごとの ADL 値（ADL の評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症

をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

- b 必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって、a に規定する情報その他指定介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

セ 介護職員処遇改善加算

注 基準を定める告示第136号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- a 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからスまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- b 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからスまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- c 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからスまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ソ 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準を定める告示第137号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

a 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからスまでにより算定した
単位数の1000分の12に相当する単位数

b 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからスまでにより算定した
単位数の1000分の10に相当する単位数

タ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準を定める告示第138号に適合している介護職員等の賃金の改善等
を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービ
ス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行っ
た場合は、アからスまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する
単位数を所定単位数に加算する。

(5) 第1号通所事業の緩和した基準によるサービス費（通所型サービスA）

ア 緩和した基準によるサービス費 331単位（1回当たり）

注 利用者に対して、通所型緩和基準サービス指定事業所（春日井市介護
予防・生活支援サービス事業における通所型サービスに係る緩和した基
準によるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成28年
4月1日。以下「通所緩和基準」という。）第5条第1項に規定する指定
事業所をいう。以下同じ。）の従業者（同項に規定する緩和基準サービス
従業者をいう。）が、指定通所型緩和基準サービス（通所緩和基準第2条
に規定する指定通所型緩和基準サービスをいう。以下同じ。）を行った場
合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

a 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所型緩和
基準サービスが必要とされた者に対し、1回当たり2時間以上で指定
通所型緩和基準サービスを行った場合（1月に1,502単位を上限とし、
サービス開始月から算定する。）

b 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所型緩和
基準サービスが必要とされた者に対し、1回当たり2時間以上で指定
通所型緩和基準サービスを行った場合（1月に2,813単位を上限とし、

サービス開始月から算定する。)

イ 送迎減算 27単位

注 利用者に対して、その居宅と通所型緩和基準サービス指定事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき27単位を所定単位数から減算する。

ウ 自立支援評価加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の日常生活支援及び生活機能の維持向上に資すると認められるものを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。この場合において、同月中に利用者に対し、エを算定している場合は、算定しない。

- a 利用者の心身状態や生活機能を利用開始時に把握し、介護職員、機能訓練指導員その他の職種の者が多職種で共同して自立支援計画を作成していること。
- b 利用者ごとの自立支援計画に従い、適切にサービスを提供し、定期的に記録していること。
- c 利用者ごとに自立支援計画の進捗状況を多職種で共同して定期的に評価していること

エ 運動器機能向上加算 180単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- a 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。
- b 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成し

ていること。

- c 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- d 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 介護職員処遇改善加算

注 基準を定める告示第136号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所型緩和基準サービス指定事業所が、利用者に対し、通所型緩和基準サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- a 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- b 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- c 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準を定める告示第138号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所型緩和基準サービス指定事業所が、利用者に対し、通所型緩和基準サービスを行った場合は、アからエまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(6) 第1号通所事業の短期集中型サービス費（通所型サービスC）

- ア 短期集中型サービス費 330単位

注 利用者に対して、通所型短期集中サービス指定事業所（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービスに係る短期集中型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成28年4月1日施行。以下「通所短期集中型基準」という。）第5条第1項に規定する指定事業所をいう。以下同じ）の理学療法士等（同項に規定する従業者をいう。）が、指定通所短期集中型基準サービス（通所短期集中型基準第2条に規定する指定通所短期集中型サービスをいう。以下同じ。）を1回当たり1時間から2時間までで週1回又は2回サービスを行った場合、サービス開始月から起算して6月までの期間算定する。

イ 送迎加算 27単位

注 片道につき27単位を所定単位数に加算する。

（1単位の単価）

第3条 前条第2号、第3号、第5号及び第6号に定めるサービス種類の1単位の単価は、10円とする。

（その他）

第4条 この基準に定めるもののほか、第2条第1号及び第4号に定めるサービス費算定に係る取扱いについては、介護保険施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の例による。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、改正後の春日井市介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定に関する基準（次項において「改正後の基準」という。）第2条第3号及び第6号の規定の適用については、令和3年4月1日以降にサービス提供を開始した者から適用する。
- 3 この基準の施行の日から令和3年9月30日までの間、改正後の基準第2条第1項第1号アからウまで及び第4号アについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則

- 1 この基準は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、改正後の春日井市介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定に関する基準第2条第1号ク、第2号ウ、第4号タ及び第5号カの規定は、令和4年10月1日以降にサービス提供を開始した者に係る費用の算定について適用し、同日前にサービス提供を開始した者に係る費用の算定については、なお従前の例による。